共済金をお支払いしない場合

1. お支払いする場合（共済事由）に該当しないとき

各共済金の「お支払いする場合（共済事由）」に該当しないときは、共済金をお支払いしません。

【例】共済事由に該当しない場合

①申込日以前（申込日当日を含みます）に発生した不慮の事故等によるケガの治療のための入院、手術の場合（申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます）
②所定の手術に該当しない手術（創傷処理、抜歯等）の場合
③病気やケガの治療を直接の目的としない手術（美容整形上の手術、傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術、診断・検査のための手術等）の場合
④「入院」に該当しない入院の場合
⑤介護保険による入所の場合
⑥がんの治療を直接の目的としない入院・手術・通院等の場合（がん特約の共済金に限ります）

2. お支払いしない場合（免責事由）に該当するとき

次の免責事由のいずれかに該当する場合は共済金をお支払いしません。

共済事由	免責事由
□死亡	①契約者の故意によるとき（契約者が被共済者と同一人である場合を除きます） ②共済金受取人の故意によるとき*1 ③被共済者の犯罪行為によるとき ④被共済者の申込日から2年以内の自殺によるとき*2
□重度障がい	①契約者の故意によるとき ②被共済者の犯罪行為によるとき ③被共済者の故意によるとき（申込日から2年を超える自殺行為を除きます）*2

共済事由	免責事由
□病気入院 □病気長期入院 □手術（病気） □がん治療 □がん診断 □がん入院 □がん手術 □がん退院 □がん通院	①契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の犯罪行為によるとき ③被共済者の薬物依存*3によるとき、または薬物依存により生じた病気によるとき ④頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*4のないものによるとき ⑤「申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院・手術」または「不慮の事故等以外の外因を原因とするケガによる入院・手術」に該当する場合で、事故入院・手術の免責事由に該当するとき
□事故入院 □事故長期入院 □手術（事故）	①契約者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の重大な過失によるとき ③被共済者の薬物依存*3によるとき ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*4のないものによるとき ⑧被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき

＊1　受取人が複数である場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

＊2　新規契約の申込日からの経過年数となります（更新または更改時に共済金額を増額した場合は、増額部分は更新契約または更改契約の申込日からの経過年数となります）。

＊3　「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（F11～F19）に該当するものをいいます。ただし、医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。

＊4　「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）

は含みません。
※共済金をお支払いしない場合に該当した入院と「1回の入院とみなす入院」についても、共済金をお支払いしません。
☞「1回の入院とみなす場合」についてはP.20

3. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

①告知義務違反による解除
②重大事由による解除
③失効
④無効または取消し

契約の解除、無効または取消しについては「契約の終了」(→P.65）を、失効については「掛金の払込み」(→P.56）をご覧ください。